

十
10 神解雇金額工三長は関東印刷労働組合幹部
即長谷川庄次郎寺西三郎を同伴工場内に入り他の
の職工等と差し戻す事と就き協議せんとしたが之に
工場側は芳賀園体員及解雇者職工の退場を
要求したが他に職工ハ之れに憤慨し一同退場し
力石川区丸山町二番地関東印刷労働組合本
部へ引揚げ協議の結果を記西モ事項を提出
することに決し全員午後七時半迄神奈川町の同工場
にて工場主と会面見右要求を提出し其認否を
迫り大のル工場主は之を拒絶也。

一 債金を一割五分増額の事

西モ事項

一 債金を一割五分増額の事

2. 今回の常識に対する直接同庵の理由と依り絶体
ハ構成者も出さざること

3. 勤務時回復苗の事

(一) 職員は午前七時三十分钟午後五時終業までの間
午前十時半分午后二時半分

4. 疾病手当を支給する事

病休欠勤の場合は一日毎五日二回同行す、十日分以上

上共の割合を以て支給する事

5. 錠金年古を支給する事

会社の年古に於ける年古を解雇後も持続する事
約定以外の勤務一年半未満者には二十万円未満
は三十万円其以上の勤務者には一ヶ月を階級を基に十万円
を支給する